

平成 30 年度版

公益財団法人

栃木県市町村振興協会主催研修

法務基礎養成講座

事前学習資料

JMC日本マネジメントコア®

著作権者：JMC日本マネジメントコア®

編纂者・著作者：小針憲一 : 経営コンサルタント

企画者・編集者：河本昌之 : キャリアコンサルタント

1. 法律の基礎

1) 法とは何か

私たちが社会の中でお互いに関わり合いながら生きて行く時、ほとんどの場合、人と人の間で問題が生じます。単なる人間関係の問題にとどまらず、直接・間接的な利益に関するものも多く生じます。そして、これを社会としてどのように解決して、全体としての調和を生み出すかがその社会の発展と繁栄に大きく影響を及ぼします。そう、社会の調和と繁栄のためのルールが必要となってくる。これが法なのです。

日本語で「法」と言うと、2つの意味があります。一つは広い意味での法一般をさす場合、複数人間が生きて行くためのルール全般を指します。

もう一つは法律を意味する場合です。詳細は後述しますが、権限のある立法機関、すなわち国会で制定された法律と、これに準じる政令などの命令などを指します。命令は、内閣・各省などの行政機関で作られるもので、法律と命令を合わせて法令と呼びます。

実際の社会規範というものは法律だけでなく、道徳や倫理と言ったものによっても構成されています。

参考：倫理・道徳(解釈や考え方には様々な物がありますが、ここでは一例を記載します)

道徳とは人々が、善悪をわきまえて正しい行為をなすために、守り従わねばならない規範の総体を示します。

倫理とは人として守り行うべき道。善悪・正邪の判断において普遍的な規準となるものを言います。

その意味では、法律は倫理の中の一部で強制力がある規範(完全義務)とされています。

※倫理・道徳が言う「善」は定義する事が不可能なものであり、主観的なものか、客観的なものかと言う判断でさえ、各個人の主観で変化します。それは「正義」と言う概念が民族や宗教、立場や状況によって変化することと同じです。



2) 法規範の構造

法規範には、①行為規範、②裁判規範、③組織規範 があります。これらは、並列の関係ではなく、裁判規範の前提は行為規範とされています。

① 行為規範

国民が社会生活を送る上での行動の基準になること。一定の作為を命令

する命令規範と、一定の不作为を命令する禁止規範の二つがあります。作為とは、一般的に人の行為のうち積極的行動のことで、例えば、商取引を行う、契約をすることなどです。反対に不作为の意味は、消極的挙動、すなわち積極的な行動をしてはいけないという意味で、例えば、自分の子どもの養育をしない、立退きをしないことなどです。

② 裁判規範

具体的な裁判の時の基準になる規範を指します。裁判では裁判所が拘束力のある判定を下すわけですが、この判定のことを言います。実際に裁判が行われる時というのは、行為規範が損なわれたと疑われる場合です。すなわち、行為規範を前提として存在するのが裁判規範となります。

具体的には「人を殺してはいけない」が行為規範とすると、「人を殺した者は3年以上の懲役または極刑」のように裁判行為を規律するものが裁判規範です。

③ 組織規範

組織における行動や判断の基準となる規範のことです。一定の機関の組織や権限を定めた法規範のことです。みなさん自治体職員の方々の組織規範については、地方自治法や諸条例の中にこれに該当するものがあります。つまり、行政の仕事の範囲を定める規範と言う事もできます。

一方で、範囲を定めただけでは国民の権利や自由を侵害する可能性があるとの事で残りは全て「してはいけない事」になってしまうため、具体的に必要な事項に関しては行政に権限を与えます。これを「授權規範」と言います。

3) 法の分類と形式 (法源)

ここではいわゆる社会規範としての法律を形式の面から分類して表にしてみました。厳密に言えば、家訓や礼儀作法なども法に入れる考え方もありますが、ここでは一般的な社会通念上の法律をまとめてみました。

大きくは「自然法と実定法」に分けられ、実定法はさらに「成文法と不文法」あるいは「国内法と国際法」に分けられます。

自然法	普遍的な法。歴史上いつでもどこでも誰にでも当てはまり変化することがないような、人間の本性（理性や良識）に根ざしたルール。			
	法が適用される範囲や対象に着目した分類			
実定法			国内法 (国内社会に関する法)	国際法 (国際社会に関する法)
	法の形式に着目した分類	成文法 (文書の形で制定された法)	憲法を頂点とする諸法	条約
		不文法 (文書の形で制定されていない法)	慣習法、判例法、条理	国際慣習法

※実定法には多様な形式があり、これを「法源」といいます。法源には、成文法としての制定法、不文法としての慣習法、判例法、条理という4つの形式があり、国によってその歴史や文化にあうように様々な形式をとっています。

不文法

判例法	過去に行われた多数の裁判判決の蓄積から形成されたルール。将来出される判決の先例（判例）として裁判官がこの判決が繰り返されることにより、法的な効果をもつようになったもの。
慣習法	ある地域や集団の中で繰り返し行われてきた慣習が、守るべき規則として人々に意識され、国がこれを法と認めたものです。
条理	既存の法に不備があるときに、それを補って判断するための最後の基準となる法。社会的通念や道理といったものです。

4) 法律の種類（日本の国内法の場合）

上位	憲法		国内の最高法。主権者（国民）が制定する法
↑	法律		憲法上唯一の立法機関とされている国会によって制定される法
	命令	政令	内閣が制定した法
		内閣府令	内閣総理大臣が制定した法
		省令	各省大臣が制定した法
		規則	委員会や庁の長官が制定した法
↓	条例		地方公共団体がその自治権に基づいて制定する法形式
下位	規則		地方自治体の長（都道府県知事や市区町村長）が制定する法

◎普通、上位にある法は基本的・一般的なことを規定し、下位にある法は具体的で詳細なことを規定しています。

◎下位にある法は、上位にある法が規定した内容に違反する内容を規定することはできません。

例えば、「憲法」と「法律」を比べた場合、憲法の方が上位にありますから、憲法が定める規定に反する内容を法律が定めることはできないのです。

参考:日本国憲法（第98条）「この憲法は国の最高法規であって、その規定に反する法律・命令…は無効である」



5) 六法とは何か

◎日本国における主要な6つの法典、憲法と、商法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法を合わせて「六法」といいます。

①憲法：国の体制、平和主義、基本的人権など基本的なことを定めている。国の大黒柱。他の法律は憲法
の精神に沿うよう規定されている。

②商法：株式会社を中心とした会社関係や商取引について規定。

③民法：国民が社会生活を営む上で出会う、出生、結婚、離婚、死亡、売買、貸し借り、交通事故などにつ
いて定める。

④民事訴訟法：民法や商法などによる民事上の争いが生じたときに、訴訟がどのように行われるか、
その手続きを定めている。

⑤刑法：どのような場合に犯罪になり、どのくらいの刑罰が科せられるかを規定する。

⑥刑事訴訟法：犯罪者に対して、どのような手順で刑事罰を与えるか、その手続きを定めている。

6) 法の内容に着目した様々な分類

①

公法	主として政府組織に関係のある内容を定めた法	憲法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法 など
私法	主として一般市民に関係のある内容を定めた法	民法、商法 など
社会法	私法の領域に関する事柄について、政府が調整する法	労働基準法、生活保護法、独占禁止法 など

②

実体法	権利・義務の具体的な内容を定めた法	憲法、民法、刑法、商法 など
手続法	実体法が定める権利・義務を実現する手続を定めた法	民事訴訟法、刑事訴訟法 など

③

一般法	基本的なルールを定めた法。	憲法、民法、刑法 など
特別法	限られた範囲で一般法とは異なるルールを定めるために制定された法。特別法は一般法に優先する。	商法（民法の特別法）、会社法 など

※注意：一般法と特別法の違いは相対的なものです。

（例）「民法」と「商法」は、一般法（民法）と特別法（商法）の関係にあります。つまり「商法」と「手形法」は、一般法（商法）と特別法（手形法）の関係にあります。つまり「商法」は、比較する相手との違いで、特別法になったり一般法になったりするわけです。

7) 法秩序の原則

法律の優先順位に関するルールの中で、優先度の高い順に並べると以下ようになります。

① 形式的効力の原則

法令にはその形式に応じて優先度の順位があります。（本書3ページ「4）法律の種類」参照）

例えば、日本法においては、日本国憲法のある規定と法律のある規定が矛盾・抵触する場合、憲法の規定が優先され、当該法律の規定は原則として無効となります。

② 特別法優先の原則

同一の順位の法令であっても、一般法（広い範囲に適用される法令）と特別法（そのうちのある特定の範囲にのみ適用される法令）の関係がしばしば見られます。ある事象に対して特別法が存在する場合には、一般法よりも特別法が優先されます。これを特別法優先の原則と言います。

③ 後法(新法)優先の原則

同一の順位で、かつ、一般法と特別法の関係でない形で、前法（従前からある法令）と後法（新しく制定された法令:新法とも言う）がある場合は、後法が優先されます。したがって、法令の内容を改正する場合には、同一順位の法令を制定することによって行われます。

※ 特別法優先の原則は、特別法が前法で一般法が後法である場合にもあてはまります。

すなわち、前法である特別法は、後法である一般法に優先します。お気を付け下さい。

8) 法律と判例

判例は具体的な紛争を前提としていますので、裁判所のひとつの判断が他の事例でもそのまま当てはまるわけではありませんが、その法律の解釈の指針となります。いわゆる英米法では判例法を採用しているため、判例を法源としますが、日本を含む大陸法(ドイツ、フランスなどのヨーロッパ諸国)の国では成文法を採用しているため判例に対する法的拘束力はありません。

しかし先例としての効果は大きく、特に最高裁判所の示す判断は、その後の下級審の裁判の判断を事実上拘束することになります。実際、判例の拘束力は大きく、結果的に制定法を補完していると言っていいでしょう。

9) 法令の解釈

わが国は「成文法」主義の国ですから、法令の解釈といえば原則として憲法をはじめとして、その下に制定されているたくさんの法律、政令、省令、条例、規則など各種の成文法令の意味内容を明確にする作業を言います。解釈の方法として、文理解釈と論理解釈に分かれます。

文理解釈

法文の意味、または文言の意味を明らかにするという方法でなされ、言葉と文章に忠実な解釈です。ここで注意すべきは、法律用語においては日常用語と同一の言葉が全く意味の違った意味を持っていたり、特別な意味を与えられていることがあることです。例えば、「直ちに・遅滞なく・すみやかに」はどれも即時性を意味していますが、法律上では「直ちに」がもっとも早くの意味となり、「遅滞なく」は正当性・合理性があれば多少の遅延が許容される時に使われ、「すみやかに」はできるだけ早くという教示的、訓示の意味で拘束力を持たない時に使われます。

論理解釈

他の条文との関係性や法文の成立目的および法制定の経緯、法体系全体の中での体系的関連性を考えながら実施する解釈です。例えば、公立の公園において「ハトにえさをやってはいけない」という条例があったとします。では、スズメならいいのでしょうか?この場合、エサやりを禁止している本条例は公園の衛生管理等の目的がある事を考量すると、当然にスズメにもエサは上げられないでしょうし、同様の理由で他の動物(ネコなど)に対しても上げられないでしょう。

論理解釈には、拡張解釈、縮小解釈、類推解釈、反対解釈があります。

拡張解釈

法文で用いられている言葉の意味を通常の使用より拡張して解釈すること

縮小解釈

法文で用いられている言葉の意味を通常の使用より狭く解釈すること

類推解釈

法文で規定した事項を超えて類似の事項にも推し及ぼすこと

反対解釈

法文で規定した事項の反対の面から、定められていない事項について反対の結果を引き出す解釈

※日本の刑法においては罪刑法定主義が採用されているため、

拡張解釈は場合によっては許容されていますが、

類推解釈は絶対に許されていません。

2. 法令用語の基礎

1) 理解しにくい言葉

- ①善意 : ある一定の事実を知らないこと。
悪意 : ある一定の事実を知っていること。例外：離婚原因の法律（民770）
- ②人 : 法的な権利や義務を負ったりすることのできる者（権利義務の主体）
自然人 : すべての人間（個人）
法人 : 自然人以外のもので、権利、義務の主体となる団体のこと。
権利能力なき社団 : 法人と同様の組織を持っているが各法律で定める人になっていない団体。
- ③對抗する : すでに効力を生じている法的な関係を第三者に対して法的に主張すること。
- ④法律行為 : 権利の取得や義務の負担をするような法的な効果を生じさせる目的とする行為。
意思表示 : 法的な効果を生じさせる意思を対外的に表示すること。
権利能力 : 権利の取得や義務の負担をする「法律」上の資格のこと。
意思能力 : 自己の行為の結果を判断できる精神状態または能力。
行為能力 : 法律行為をひとりで行える法律上の能力。
- ⑤規定 : 法令で定められた個々の条項のこと。
規程 : 規則と同じで、特定の事項の定め総体。
- ⑥科料 : 刑法の定める刑罰の1つ。軽微な犯罪に科す財産刑。
過料 : 行政罰（金銭罰）

2) 特殊な意味を持つ言葉

- ①又は : 選択的に並列する語句が2つの場合に使用。A又はB。
若しくは : 2段階の選択的連結時、小さな選択的連結に使う。A若しくはB又はC。
- ②及び : 2つの語句が並列的に連結し1段落の場合に使用。A及びB。
並びに : 上記連結が2段階の場合大きな連結に使う。A並びにB及びC。
- ③以前、以後 : 「以」がつけばその時間を含み、付かなければ含まない。
- ④者 : 法的人格を持つ人を表すときに使用。
物 : 物件を表す。
もの : 者や物では表現できない抽象的なものや権利能力なき社団などを表す場合に使う。
- ⑤適用 : 「法」の規定を本来の目的の対象に対して規定を当てはめること。
準用 : 「法」の規定を、それと類似する他の事象にも必要な変更を加えて働かせること。
- ⑥改正 : 法令の改正において対象の法令を全体としていう場合「改正」。
改める : 法令の個々の部分を捉えている場合には「改める」。
- ⑦推定する : 事実の存在や意思が不明確な場合、明確なものと同じと見なす。決定度の弱い同一視。
みなす : 性質が異なる別々のものを法律上で同一視すること。
- ⑧科する : 行政罰や刑罰等、何らかの制裁を与える場合
課する : 租税その他の負担を命ずる場合

3. 憲法編

1) 憲法とは何か

学問的に分類すると二つの意味を持つ言葉です。一つは国家権力の組織・権限・統治の規範（法）となる基本的な原理・原則を定めた法規範のことを意味します。これを法的意味の憲法と言います。もう一つは、国家の政治構造や組織そのものを意味します。これを事実的意味の憲法と言います。通常日本では一番目の法的意味の憲法で使われることがほとんどです。

2) 日本国憲法の概要

①三大特色

日本国憲法には、自由の基礎法、制限(拘束)規範、最高法規と言う3つの大きな特色があります。

自由の基礎法・・・日本国憲法では全ての国民が生まれながらにして自由であり、生命・財産について誰にも拘束されない自由を持つと規定しています。

制限(拘束)規範・・・国家権力を制憲する基礎法であることを意味します。

最高法規・・・法の中で最上位にあって、憲法に反するようなあらゆる法例は効力がないことを意味します

②憲法の編成

憲法は以下のような編成になっています。

- | | |
|------------------|--------------|
| (1)前文 | (7)第六章：司法 |
| (2)第一章：天皇 | (8)第七章：財政 |
| (3)第二章：戦争の放棄 | (9)第八章：地方自治 |
| (4)第三章：国民の権利及び義務 | (10)第九章：改正 |
| (5)第四章：国会 | (11)第十章：最高法規 |
| (6)第五章：内閣 | (12)補則 |

③憲法の基本的原理

憲法は国民の基本的人権を守るためにあり、そのためにそれを保障する国家の仕組みを定めています。このことは次の2つのことに表れています。

- (1)第一の原理：国民は生まれながらに自由で平等である。(国民の基本的人権を守る)
- (2)第二の原理：国の統治機構は、この自由と平等の権利を守るためのものである。(第一の原理を実現するための手段)

3) 日本国憲法の3大原則

三大原則の全ては憲法前文にて宣言されています。ぜひ一度目を通しておいください。

①国民主権（間接民主制）

「国の重要な考え方、行動のしかたは国民が決める」ということが「国民主権」の考え方です。また、これには国民が主権を直接行使する「直接民主制」と、国民の代表などを選んで間接的に主権を行使する「間接民主制」の2つの制度があります。日本は国会を通して国民の意思を反映する間接民主制を採用しています。

②基本的人権の尊重

人間が生まれながらにして当然持っている権利として、日本国憲法では、基本的人権を侵すことのできない永久の権利であると定めています。

憲法第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる

具体的にこの基本的人権が指す内容は以下の5つとされています。

- I. 差別されない権利=平等権
- II. 国家権力等から干渉されずに自由に生きる権利=自由権
- III. 人として最低限の生活を国が保障してくれる権利=社会権
- IV. 基本的人権を守るよう国に要求する権利=請求権
- V. 政治に参加する権利=参政権

その他に最近では「知る権利」、「環境権」、「学習権」、「プライバシー権」なども新しく加わっています。

一方、憲法12条は基本的人権についての国民の義務を規定しています。それは次の3つです。

- ① 国民が不断の努力によって保持すべき義務
- ② 濫用してはならない義務
- ③ 公共の福祉のために利用すべき義務

参考：公共の福祉とは

社会の構成員全体に共通する福祉（人々の生活上の幸福）であり、1人の福祉の追求と他の人の福祉の追求とが円満に調和されて、ともに可能となる社会関係のことです。（社会全体の利益のこと）公共の福祉を機能的に分析すると、次の3点があります。

- ①国民全体の福祉を維持・向上させることが国政の最大の目的である。従って、全体の福祉の向上を目指すことが個人の人権を抑制するものではなく、むしろ発展・助成するものである。
- ②個人の福祉は、他人の福祉と両立する限度においてのみ権利である。
- ③各人のそれぞれ正当な人権の主張を公正に調整するための原理である。

以上の点から、公共の福祉は人権を助成し、調整し、抑制する機能を有しなければならないといえます。

（例）憲法29条：財産権の保障と制約

③平和主義（戦争放棄）

憲法前文で「日本国民は、恒久の平和を念願し、・・・」と平和を宣言しています。

また、憲法9条では戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を規定しています。

この憲法は先の大戦の敗北の苦い教訓から生まれているために「平和主義」が最も重要な、しかも世界中でも特色のある原理となっています。

4) 地方自治

①地方自治の本旨

地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念であり、地方自治の本旨の中身には、「住民自治」と「団体自治」があるといわれており、地方自治の本来のあり方のことです。

住民自治とは、住民自身のことを住民自らの手で行うことであり、地方行政は住民自らの意思と責任に任されるべきであるという考えをいいます。また、団体自治とは、地方の運営はその地方に国とは別の独立した、自治権を持つ団体により行われるべきであるという概念です。

従って、住民自治を目標として、それを達成する手段として団体自治が必要とされています。

②地方公共団体とは

日本国憲法の地方公共団体は、判例上都道府県と市町村を指します。

東京都の特別区(23 区)は地方公共団体に該当しないので、固定資産税の賦課徴収や消防責任、上下水道の管理などを東京都(特別区の連合体としての地位にある東京都)が行っていたり、都区財政調整制度のような地方税の特殊な分配制度があります。

普通地方公共団体	都道府県と市町村(地方公共団体である)
特別地方公共団体	特別区(地方公共団体でない)

【メモ】

4. 民法編

民法とは、市民生活における市民相互の法律関係を規律する私法の一般原則であるといわれています。私法とは、公法に対する概念で、公法が国・地方公共団体と、その構成員である国民・市民との統治関係としての法律関係を規律するものです。

私法は、個人対個人の市民間の関係を規律するもので、民法は私法を構成する諸法律の中で基本法としての位置づけとなります。これを「民法は私法の一般法である」という言い方で表現します。これに対して、商法は私法の特別法となります。

民法の条文にはありませんが、ほとんどのテキストに取り上げられている民法の基本原則について以下に記します。

1) 民法の基本原則その1 所有権絶対の原則

この原則は、所有権者は、自己の所有物を自由に使用、収益および処分することができるとするものであり、資本主義社会の根幹をなす原則です。

しかし、資本主義社会の進展に伴い、社会的弱者の保護の必要性や、公害問題等の環境の悪化に直面して、

この原則は修正されてきています。すなわち、所有権は常に絶対的なものではなく、公共の福祉の制限を受けます。(憲法29条1・2項)

これを受けて、民法206条では、「所有権は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益および処分をする権利を有する」と規定しています。

民法1条1項：私権は、公共の福祉に適合しなければならない

// 2項：権利の濫用は、これを許さない。

2) 民法の基本原則2：契約自由の原則

この原則は、契約は自由な意思に基づいて締結されるべきであり、国家が干渉すべきではないとするものです。私的自治の原則とも呼ばれています。この原則の内容としては、契約を締結すること自体の自由だけでなく、その内容や契約方式の自由も含まれています。

しかし、この原則についても、企業と一般個人との取引に見られるように、経済的優位にある者と劣位にある者との契約では、対等な関係における契約とはいえない場合も多く、一般個人にとって不利な条件での契約がなされるといった弊害が多発したことから、各種の行政法規や民法の特別法である借地借家法等によって規制がなされるどころです。

また、民法90条は、「公序良俗」に反する事項を目的とする法律行為は無効とする規定を設けています。

3) 民法の基本原則3：過失責任の原則

この原則は、故意も含めて過失がなければ、損害賠償責任を負わされないことがないという原則です。とりわけ不法行為に基づく損害賠償責任(民法709条)において適用される大原則です。ここで、故意、過失とは次のような意味です。

故意 : 自己の行為からある結果が生じることを認識しながら、あえてその行為をすること。

過失 : 自己の行為からある結果が生じることを認識できたのに、不注意でそれを認識しなかったこと。

尚、過失については、「不注意」という点に責任を生じさせているので、注意義務違反ということが問題となります。この注意義務違反の程度によって、重過失と軽過失に分けられます。

参考：他に民法の基本原則を

- ① 権利能力平等の原則：国籍や階級、職業、性別などに関わらず、すべての人は等しく権利義務の主体となる資格（権利能力）を有するという原則。この原則については民法上で明確に規定されているわけではないが、民法第3条1項において「私権の享有は、出生に始まる」と規定していることから、当然に前提としているものと解されている。
- ② 私的自治の原則：私的な法律関係については個人の自由な意思に基づいて形成することができるという原則。国家権力の私人間の法律関係に対する干渉を否定している。
- ③ 所有権絶対の原則：(前述)
の3つとし、これらを近代私法の三大原則ということもあります。

※なお、基本的人権が公共の福祉によって制限されるように、原則には例外があるのが常です。これらの原則は現在では様々な修正が加えられ、多くの例外ができています。それらの修正は別の法律によって規定されているものもありますが、民法自体に規定されているものもあります。

4) 民法の構成

民法は大きくわけて**総則、物権、債権、親族、相続**の5つの編からなり、このうち総則、物権、債権は財産関係について規定しているため財産法とよばれ、親族、相続は家族間の関係について規定しているので家族法とよばれています。

① 第一編 総則

民法全体にかかわるような一般的規定をまとめたものです。ただし、財産法に関する規定が多いため財産法に分類されることもあります。この編では第一章から第七章まであり、それぞれ通則、人、法人、物、法律行為、期間の計算、時効について規定しています。

② 第二編 物権

物権とは物を直接的排他的に支配する権利のことをいいます。一つの物に対しては一つの所有権しか成立せず、所有権者は物が他人に奪われた時には返還請求をすることができます。物権は法律に定められたものしか認められません。当事者同士の合意によって新たに創設したり内容を変更したりすることは出来ない事になっています。

③ 第三編 債権

債権とは特定の人に対して一定の行為を請求する権利のことをいいます。物権は誰に対しても主張できるのに対し、債権は当事者間でしか主張できないのが特徴です。なお、債権の相手方は一定の行為を請求される義務を負いますがこれを債務といいます。

④ 第四編 親族

親族とは6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族のことをいいます。
この編では総則のほか、婚姻、親子、親権、後見、保佐及び補助、扶養について規定しています。

⑤ 第五編 相続

相続とは、ある人が死亡した時に、その人の権利義務関係が他の人に包括的に受け継がれることをいいます。権利義務関係を受け継ぐ人を相続人といい、権利義務関係を受け継がれる人、つまり死亡した人を被相続人といいます。相続においては権利だけでなく義務も受け継がれるため、借金なども相続の対象となります。ただし、相続に寄って取得する財産の範囲で義務を負うとする限定承認や相続の放棄といった制度があります。

尚、相続税については別に相続税法で規定しています。

5) 意思表示とは

意思表示とは、契約の申込み・承諾などのように、表意者が一定の法律効果（法律上の権利義務関係）の発生を欲する意思を外部に対して表示する行為です。

（関連用語）

表示に対応する内面的効果意思がない（意思と表示の不一致）の場合であり、次の3つがあります。

- ①**心裡留保**：表意者が故意に真意でない意思表示を行う場合。この場合、相手が悪意（知らない）の場合、法律行為は無効となります。
- ②**虚偽表示**：表意者が相手方と通牒して真意と異なる意思表示を行う場合。（事例：財産隠匿を凶る場合など）
- ③**錯誤**：表意者が真意とは表意者が真意と異なる意思表示をそれとは知らずに行う場合です。この場合、重大な過失がある場合には有効となります。（株の発注で1ケタ間違えたような場合）

6) 公序良俗

民法90条には、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする」とあります。つまり、公序良俗とは「公の秩序、善良の風俗」を略した呼び名で、社会的に妥当とされる道徳観のことを指しています。

公序良俗に反する事項には、例えば「売春の契約」や「人身売買のような行為」「男女平等や一夫一婦制に違反する行為」などがあります。

また、殺人を請け負ったり、著しく不公正なこと、基本的人権を制限することなども該当します。上記の例のように公序良俗は様々な角度から用いられますが、大きく次の3つに分類することができます。

- ①**財産的秩序に反する行為**・・・例として、貸金債務が弁済されない場合には、貸金の約2倍になる保険の解約返戻金を債務の弁済に充てる旨の特約（大判昭和9年5月1日民集13巻875頁）。
- ②**倫理的秩序に反する行為**・・・例として、配偶者のある者と、それを知っている第三者との間で結ばれた、将来婚姻をする旨の予約、およびそれに基づき婚姻・入籍するまで扶養料を支払う旨の契約（大判大正9年5月28日民録26輯773頁）。
- ③**自由や人権を害する行為**・・・例として、16歳にも達しない少女が酌婦として稼働する旨の契約、およびこれに伴う消費貸借契約・連帯保証契約（最判昭和30年10月7日民集9巻11号1616頁）。

1980年代以降には、経済活動に関する紛争において公序良俗違反を認める裁判例も増えてきています。

7) 2020年4月1日の民法改正法施行について

企業や消費者の契約ルールを定める債権関係規定（債権法）に関する改正民法が2020年4月1日に施行されることが決まっています。民法制定以来、約120年ぶりに債権部分を抜本的に改正したものです。改正内容は200項目以上にわたり、消費者保護を重点に置きつつ、インターネット取引の普及など経済の実情に合った内容になっています。民事法定利率の改正や、保証ルールの見直し、消滅時効規定見直しなど、行政サービスにもかかわる事項が含まれていますので、自分の担当業務に影響がないか、確認しておいてください。

【メモ】

5. 行政法編

行政法とは？行政が自分たちの権力を勝手に行使すれば、権力分立の考え方に反します。

当然、行政は法律の定めに従って行使されるべきものであり、そのために様々な行政権についての法律が定められています。

行政法と言う名の法典があるわけではありません。内閣法、国家行政組織法、国家公務員法、行政不服審査法、国家賠償法など、それぞれの分野ごとに定められています。そこで、行政の組織及び作用に関する法律をすべて行政法と呼んでいます。

行政の主体は国家や地方公共団体です。これらは政治を行う権力を持っているわけですから、国民にとっては権力の濫用による権利の侵害をするおそれのある、警戒すべき存在となります。一方、国民の生活を支えるのになくしてはならないサービスを提供してくれるのも国や地方公共団体です。そのため、行政法は政治執行機関の権力濫用を防ぐための機能と、必要なサービスを実施するための権限を付与する機能を併せ持っています。

1) 行政とは何か

行政は国家作用から立法、司法を除いたものです。定義がはっきりしていないのは、ゴミ処理のようにとても身近なことから外交や国防などまで、行政の範囲はとても広く、行政が行うべきことが多種多様すぎて、これらをもれなく定義することができないからです。

行政を学問として学ぶとき、ある行政作用をどう扱うかについて、その作用によって以下の二つに分ける事があります。

- ① 規制行政・・・国民の権利・利益を制限する行政活動のこと 例 租税の賦課・徴収、建物の建築規制など
- ② 給付行政・・・国民に一定の権利・利益を与える行政活動のこと 例 補助金や生活保護費の支給、公共施設の提供、道路・公園などの設置・管理

これは、行政の適法性の判断（法律の根拠の要否や行政庁の裁量の広さ）目安と関係します。

また、この区分は絶対的なものではありません。ある人にとって利益ある行政作用が、他の人にとっては侵害に当たる場合があるからです。

2) 法律による行政の原理

行政活動は法律の定めるところ、法律に従って行われなければならないという原則のことです。

① 意義

- I. 自由主義的意義・・・公権力の国民生活に対する恣意的介入を防ぎ、国民の自由・権利の保護を図ること
- II. 民主主義的意義・・・行政活動を民主的コントロールの下に置くこと

② 内容

- I. 法律の優位・・・法律の根拠があるからといって、いくらでも自由に行政活動を行えるわけではなく、あくまで行政活動は法律に触れない範囲で、法律に従って行われなければならないということ、
- II. 法律の留保・・・行政活動には法律の根拠が必要ということ

3) 行政法の一般原則

① 信義誠実の原則（信義則）

相互に相手方の信頼を裏切らないよう行動すべきであるという原則で、行政上の法律関係にも適用されることがあります。

② 権利濫用の禁止の原則

民法の原則の一つですが、行政法にも当てはまります。この原則も行政庁と国民の間の行為にも念頭に置かれています

③ 比例原則

目的と手段の均衡を要求する法原則です。不必要な規制や過剰な規制を禁ずるもので、ある目的を達成するために規制効果は同じであっても、規制される利益に対する制限の程度がより少ない他の手段が存在する場合には、その規制は許されないという原則です。

④ 平等原則

行政機関が合理的な理由なく、国民を不平等に取り扱ってはならないという原則

⑤ アカウンタビリティの原則

説明責任とも言われ、政府等の諸活動を国民に説明する責務がまっとうされなければならないという比較的新しい原則

以上

（引用・参考文献）

1. 「法とは何か」：渡辺洋三（岩波新書）
2. 「法学入門」：星野栄一（有斐閣）
3. 「法の見方・考え方」：立山龍彦（東海大学出版会）
4. 「手にとるように法律用語がわかる本」：永石一郎監（かんき出版）
5. 「法令解釈の常識」：林 修三（日本評論社）
6. 「図解雑学法律」：吉田 稔（ナツメ社）